

八王子市立美山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの基本理念

- (1) いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。
- (2) 市、学校、保護者その他子どもと関わるものは、積極的に連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、それぞれが責務又は役割を自覚し、いじめの防止等に取り組まなければならない。（基本理念 - 「いじめを許さないまち八王子条例」から）

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法」から

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って対応します。
- 「いじめられていることは恥ずかしい」「いじめを受けていることを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などと考える児童がいることを前提に、いじめが疑われる場合や本人が「いじめられていない」と回答したとしても、安易にいじめに当たるか否かを表面的・形式的に行うことなく、いじめが疑われる児童や周辺の状態等を確認の上、客観的に判断し対応します。
- 児童の特性から本人がいじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識がない場合であっても対応します。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「**学校におけるいじめの防止等の対策のための組織**」（法第22条）を活用します。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味しています。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを踏まえ、背景にある状況の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかを判断します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該の児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- いじめられた児童の立場に立って、いじめと判断した場合でも、必ずしも厳しい指導を要するとは限りません。
 - ・好意から行ったことでも相手側の児童の心身に苦痛を感じさせた場合

- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、教師の指導によることなく、すぐに加害児童は謝罪をして良好な関係を再び築けた場合

○いじめの中には犯罪行為として扱われるものや児童の心身又は財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報する必要がある場合があります。このようないじめの場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上であったとしても、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

3 いじめの理解

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであり、いじめを行う者、いじめを受けている者は、その状況により立場が変わる場合もあります。
- いじめは、加害・被害という二者関係だけではなく、その状況を面白がったりはやし立てたりする「観衆」、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っている「傍観者」の存在がさらにいじめを助長している場合があります。
- ことの始まりは、からかいや些細なふざけ合いによるいじめであっても、その行為が継続する又は多数による行為となることで、執拗に相手を追い込む言動、さらには暴力を伴ういじめへと発展するケースがあります。このことは、被害を受けている児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- いじめの行為や態様によっては、いじめではなく犯罪行為として取り扱われるものもあります。
- いじめは、大人の見ているところで行われることはごくまれです。また、大人の前で行われていた場合も、気付かれないような言動によるものが多くあります。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童の些細な変化などサインを見逃さないようにする必要があります。
- 大人が他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった振る舞いが、児童に影響を与えている可能性があることを大人は自覚する必要があります。
- いじめの要因や背景は、本人の状況、児童の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等さまざまです。いじめの行為については厳しく指導を行います。生活指導上の問題として捉えるだけでなく、その後の支援として、被害を受けた者だけではなく、加害の行為を行った者に対してもきめ細やかに継続的に行っていく必要があります。
- 大人のいじめの理解をさらに深めるため、児童に関わる大人（関係機関）が情報交換、意見交換を行います。また、学校の教職員に対する年3回以上のいじめに関わる研修を実施します。

4 「学校いじめ対策委員会」の設置

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題への取組を行うに当たって、中核となる役割を担うために「学校いじめ対策委員会」を設置します。

ア設置に関する留意点

(ア) 常設の組織とします。

(イ) 校長、副校長、生活指導主幹教諭を中心に、複数の教職員と学校の実情に応じた人選により構成します。

(ウ) 緊急度や規模、内容に応じて構成を工夫・改善する組織とします。

イ 役割

- (ア) 年間計画の作成・実施
- (イ) 定例会議の設定
- (ウ) 情報収集・共有
- (エ) いじめの認知
- (オ) 対応方針の協議
- (カ) 児童に対応する教職員等への指導・助言
- (キ) 記録の保管・引き継ぎ
- (ク) 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ 組織の運営

- (ア) 会議を開催する際は、緊急度や規模、内容に応じて事前に参加者を決定します。
- (イ) 学校いじめ対策委員会がいじめを受けた児童を徹底して守り、事案を解決する相談・通報の窓口であることを、児童や保護者に繰り返し説明します。
- (ウ) 児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が学校いじめ対策委員会の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているかを調査し、取組の改善につなげます。
- (エ) 重大事態の調査を行う場合は、学校いじめ対策委員会を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応します。

5 いじめの未然防止

ア 児童が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- (ア) 魅力ある授業の実現
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行います。
 - 児童が話し合い、学び合うことで互いのよさを実感する授業を実践します。
 - 児童一人一人に目標をもたせ、集中して学習に取り組むよう、学習意欲を高める授業を行います。
- (イ) 豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導
 - 学校の教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動を充実させます。
 - 道徳科の授業においては「友情、信頼」「親切、思いやり」の項目で、必ずいじめの防止等に関わる内容を取り上げ、身近な人間の存在がいかに大切かを指導します。
 - 教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解し、学校として人権教育を組織的・計画的に進めます。
 - 以下のような人権上の配慮が必要な児童については、当該の児童の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携し、教職員間での適切な情報共有を行いながら他の児童に対して指導を行います。
 - ①発達障害を含む障害がある児童
 - ②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ③東日本大震災および新型コロナウイルス等により被災および感染した児童
 - 東京都や市で作成した指導資料を活用し、SNSの利用を含めた情報通信機器に関わる情報モラルについての指導を、保護者と協力して行います。

(ウ) 自己肯定感や自己有用感を高める取組の充実

○児童一人一人が活躍できる場や機会を設定します。

①学年や発達段階に応じた目的や役割を、児童一人一人に設定します。

②特別活動を中心に、異年齢交流活動、係・委員会活動、クラブ活動を通して、児童一人一人が達成感を味わえるような活動を行います。

③児童同士が問題や課題に集団で取り組むことで、心の結び付きや信頼感を深められるようにします。

(エ) よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

○学級活動における話し合いを通して次のような態度を育成します。

①児童が学級・学校や地域社会の一員として、よりよい生活をつくろうとする態度

②答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育む。

(オ) 児童と教職員の信頼関係の構築

○教職員一人一人が次の点に十分に留意します。

①児童との普段からのコミュニケーション

②児童の話を受容的・共感的に聴く姿勢

○どのような小さな不安でも、児童の相談を教職員が親身に聴き、ともに解決を図っていくことを通じて、信頼関係を築いていきます。

イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

(ア) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

○全教職員が、保護者等に対して分かりやすい言葉で概要を説明できるように、校内研修において内容を共通理解するための機会を設けます。

(イ) 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

○構成員を明確にします。

○構成員にはスクールカウンセラーを必ず加え、勤務日に会議を行います。

○毎週火曜日の午後2時30分から会議を開催します。

○いじめに関する報告の手順や方法、解決への流れやそれぞれにおける役割を、教職員だけでなく児童及び保護者が理解できるように示します。

○いじめの防止等のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知します。

○学校サポートチームは学校いじめ対策委員会を支援します。

○迅速な対応が必要な場合等、会議に委員全員がそろわないことを想定し、会議の内容を必ず記録します。

(ウ) 「いじめに関する研修」の実施

○校内研修を年間3回以上実施します。

①年度当初の1回目の研修においては、「学校いじめ防止基本方針」の内容を全教職員で共通理解します。

②全教職員が、いじめに関する施策や学校いじめ防止基本方針の内容を理解し、組織的な対応ができるようにします。

③本研修を通して教職員が軽微な段階でいじめに気付くことをねらいとします。

(エ) PDC Aサイクルによる取組の自己評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

○いじめの認知件数で学校の取組を評価するのではなく、日常より児童・生徒とコミュニケーションを図り、その特性を理解して、小さな変化を見逃さない学校としての体制・取組を評価します。

○年間計画に基づき、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組を確実に実施します。

○年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDC Aサイクルの中で検証し、次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を見直します。

(オ) コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

○いじめの解決に向け、教職員が情報を共有して組織的に取り組める環境を整えます。

①管理職をはじめとする全教職員が、互いの立場を理解して言葉掛けを行います。

②全教職員が主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにします。

③年齢や経験年数、その学校での在職期間に関わらず、互いに助言できる関係をつくります。

ウ いじめを許さない指導の徹底

(ア) 相談についての指導

○児童がストレスや困難を感じた時に対処する方法として、大人や友達に相談する方法があることを指導します。特に、悩みや不安があるときは、周囲の信頼できる大人に必ず相談するよう伝えます。

○発達段階に応じて、友達から悩みや不安を打ち明けられたときの対応について指導します。

(イ) いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

○「いじめ防止に向けた行動指針」を学校内に掲示する等、児童や保護者等が、学校のいじめの防止等の対策について理解するよう工夫します。

○「学校いじめ防止基本方針」の概要、いじめに該当する行為等を示したポスターを掲示します。

(ウ) 「いじめに関する授業」の実施

○全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施します。(3回以上)

①全ての児童に対していじめは絶対に許されない行為であることを理解させます。

②児童が話し合いを通じて考える活動を行います。

③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいか指導します。

④同じ言葉や行為でも、状況や立場によって捉え方が異なることについて指導します。

(イ) 児童が互いに認め合う取組

○児童が互いのよさを認め合い、信頼を高めることができるような、自己肯定感や自己有用感を育む取組を行います。

○教職員が率先して児童のよさを発見し、そのよさが集団の中でどのように生かされているかを児童に伝えます。

○異学年で構成された班ごとに、意見を交流する取組を行います。

オ 保護者(家庭)、地域、関係機関等との共通理解

(ア) 年度当初において、保護者会、学校運営協議会等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説

明し、理解を図ります。

- (イ) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校だより」等を活用して内容を周知します。

6 いじめの早期発見

ア 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- (ア) 学校は、全ての児童に対して、一人以上の相談できる大人が存在できるように、スクールカウンセラーを中心に働きかけます。
- (イ) 全校児童を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行います。その他にも必要に応じて、児童がスクールカウンセラーと関われるよう配慮します。
- (ウ) 外部相談機関を、児童及び保護者に周知します。
- (エ) 児童や保護者が、他の人に知られないように教職員に相談できる工夫を各学校で行います。

イ いじめの定義の正しい理解に基づいた確実な認知

- (ア) いじめの定義と重大事態の定義に対して教職員が正確に理解します。
- (イ) 「いじめやいじめの疑いがある状況」に気付いた教職員は、いじめかどうかの判断を自分で行うのではなく、必ず「学校いじめ対策委員会」に報告し、「学校いじめ対策委員会」が判断します。
- (ウ) 一人一人の児童・生徒の状況を確認し、「苦痛を感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断し、いじめの認知を行います。
- (エ) 被害児童が苦痛を感じていない場合でも、加害児童の行為が人権意識を欠く言動である場合はいじめと認知します。

ウ 児童の言動からの初期段階のいじめの察知

- (ア) 学級担任等は、日常的に児童への言葉掛けを行い、様子を観察します。
 - 児童の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの関わりを深めます。
 - 児童の小さな兆候について、いじめではないかという疑いをもって関わります。
- (イ) 学級担任等は年間1回以上、個人面談を実施します。
 - いじめを含め、児童が抱える悩みや不安を把握し相談に応じます。
 - 必要に応じて、スクールカウンセラーから事前に指導・助言を受けます。
- (ウ) 学期初めに「生活意識調査」や年間5回の「いじめに関わるアンケート」を活用して児童の状況を観察します。
 - 教職員が確認した児童の状況について「学校いじめ対策委員会」が情報を集約し、気になる様子が確認された児童に対しては速やかに保護者に連絡する等、教職員で分担して対応します。
 - 児童が抱える問題の背景等を把握するため、「学校は楽しいか」「体調や気分はどうか」「学習の定着や進路に不安はないか」「人間関係での悩みはないか」等について、アンケート形式で「生活意識調査」等を定期的実施します。

エ 全教職員による児童の状況の把握

- (ア) 一人一人の教職員が気付いたことを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みを構築します。
 - 各学校でいじめに関わる報告・連絡の具体的な手順や方法を定め、全教職員への理解を徹底します。

(イ) 「学校いじめ対策委員会」で確認された児童の気になる様子については、いじめ行為の有無に関わらず、教職員間で情報を共有して対応します。

オ 保護者（家庭）、地域、関係機関からの情報提供や通報体制の構築

(ア) 学校相談体制と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教職員以外の人材への相談方法等を保護者（家庭）に周知します。

(イ) 保護者（家庭）、地域や関係機関からの情報提供や通報が行われるよう、それぞれの組織等の定期的な会合・会議の際に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明し、連携・協力体制を築きます。

(ウ) 学校非公式サイト等の監視による情報を受け取った場合、該当すると思われる児童の状況を迅速に確認する等、いじめの早期発見に努めます。

7 いじめの早期対応

ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応

(ア) 教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定します。

(イ) 役割分担に応じて行った対応については、確実に「学校いじめ対策委員会」に報告して助言を受けま

す。

(ウ) いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管します。

○記録は、事実確認とともに、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのように対応したか。児童・生徒はどのように対応したか。」などの対応が明確になるような様式を定めます。

(エ) いじめが解消されたかどうかの判断は、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が以下に示す2つの条件が満たされていることと、児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が行います。

- ①被害児童に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
- ②被害児童心身の苦痛を感じていないこと。

○いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性を考えて、組織的な対応を継続します。

イ いじめの程度に応じた対応

(ア) 被害児童に対しては、その心身の苦痛の程度に応じて対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行います。

○保護者に対しては、どんなに軽微な事例についても必ず連絡をし、学校としての対応を丁寧に伝えます。

(イ) 加害児童に対しては、その児童が行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導します。

○加害児童への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識で行いますが、好意で行った言動や意図せずに行った言動が結果的にいじめに該当する場合は、一律に

厳しい指導に終始することのないよう配慮します。

(ウ) 観衆・傍観者に対しては、その状況を面白がったりはやし立てたりすることや、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っていることが、いじめを助長してしまっている場合があることを理解させ、適切に指導します。

○観衆・傍観者については、学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童と同様に継続した支援を行います。児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応します。

ウ 重大事態につながらないための対応

(ア) いじめの対応では、被害児童の安全確保と不安解消を確実にを行います。

○授業中や休み時間に複数の教職員が観察するとともに、必要に応じて登下校に付き添うなど、教職員全体で、被害児童を守り抜く姿勢を明確にします。

○心理的ストレスや不安の解消のため、スクールカウンセラーとの面談により、心のケアを行います。

(イ) 加害児童への対応は、いじめをやめさせ、再発を防止するために「学校いじめ対策委員会」が長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的な指導を行います。

○スクールカウンセラーと連携し、いじめの背景に考慮した指導の充実を図ります。

○保護者には事前に指導方針を丁寧に説明した上で、事実や学校の対応について理解を求め、連携・協力して指導します。

○家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーや関係機関と連携した福祉的な支援を行います。

エ 保護者の理解に基づいた対応

(いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」から)

第23条第5項 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 学校は、児童への対応に先立って、被害及び加害児童の両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を 送れることを目指して組織的に対応していくことについて理解を得られるよう努めます。

○表面的な謝罪によって解決を図るのではなく、可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定します。

オ 地域・関係機関との連携

(ア) いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策のための保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明します。

○保護者には、学級や学年の児童が、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるよう、家

庭での話し合いを依頼します。

○被害及び加害児童に対しては、専門的な支援や指導が必要な場合、「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議します。

○被害及び加害児童の保護者に対しては、PTA役員会、学校運営協議会の働きかけが効果的な場合は、協力を依頼します。

(イ) 八王子市全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、地域の方（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）や、当該児童が地域の体育施設や児童館、学童保育所等を利用している場合にはその職員による言葉掛け、登下校時の見守りなどを依頼します。

カ 警察との連携

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべき事例に関しては、「『児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書』に基づく連絡実施にかかるガイドライン」（平成16年7月30日）」により、警察と連携して指導に当たります。

キ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(ア) インターネットを通じて誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った児童に対して直ちに指導を行い、保護者と連携して、その内容の拡散防止と削除の徹底を図ります。

(イ) 被害児童の心のケアを行うとともに、当該児童の意向を踏まえ、保護者と連携しながら、加害児童との関わりの修復等を支援します。

(ウ) SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合には、グループの児童・生徒全員に対して指導を行い、関係修復について話し合わせたり助言を行ったりします。（いじめに対する措置－「いじめ防止対策推進法」から）

8 相談体制等の構築

児童及び保護者が、いじめに関して学校に相談することは、当該児童が被害児童であるか否かに関わらず、多大な勇気を要します。これを踏まえ、学校は、一人以上の相談できる大人が存在できるよう児童に働きかけ、誰でも安心していじめに関する相談ができる体制を構築します。同時に、学校に相談しづらいことについては外部の相談窓口があることを周知します。

ア 具体的な取組

(ア) スクールカウンセラーによる面接の実施

○年度の早い時期に全校児童を対象として面接を行います。また、年間を通し、必要に応じて、面接を実施します。

(イ) 年間を通した計画的な児童の状況把握

○アンケート、生活意識調査、個人面談、家庭訪問等を各月に実施するよう努めます。

○アンケート等の結果については、学校として分析を行った上で、用紙を児童の卒業の年度末から3年間保存します。

9 保護者（家庭）の取組

- 日頃から子どもの様子を見守り、小さな変化に気付くよう努めるとともに、子どもが些細なことでも相談できるよう、子どもと関わる時間を確保します。
- 子どもの様子に疑問を感じた際には、「子ども見守りシート」を活用して子どもの様子を丁寧に確認し、学校に情報を提供します。
 - ※保護者（家庭）から情報を受けた場合、学校は速やかに対応し状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行います。
- 子どもがいじめを受けたとき、またはいじめを受けている可能性があるときは、学校に連絡して以後の対応を話し合うとともに、当該の子どもを第一に考えて保護します。
- 子どもが「自分は人の役に立っている」「自分は必要な存在である」と実感できるよう、日頃から子どもに言葉で伝えます。
- いじめは許されないことであると繰り返し指導し、いじめについて家庭で話し合うとともに、自分自身の言動に気を付けて子どもの手本となります。
- いじめの定義や特性を理解し、「いじめを許さないまち八王子条例」「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」及び子どもが所属する学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を把握します。

重大事態に関する事項

（学校の設置者又はその設置する学校による対処―「いじめ防止対策推進法」から）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態の定義

(1) 重大事態の意味

ア「いじめにより」

各号に規定する児童の状況に至る要因が、当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

イ「生命、心身または財産に重大な被害」

いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

ウ「相当の期間」

不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

エ児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査に当たる必要があります。

2 重大事態発生時の報告

(1) 教育委員会への第一報

学校の調査等により、それぞれの要件（自殺や怪我、精神疾患、不登校等）といじめとの因果関係が確実になった時点で「重大事態」と判断するものではない点に留意し、教育委員会への第一報を入れます。

ア学校がその事案を認知したとき（当日）

（判断の目安）

- ・児童が自殺を企図した場合（例）自死行為（未遂含む）
- ・身体に重大な障害を負った場合（例）骨折、打撲傷、火傷等
- ・金品等に重大な被害を被った場合（例）多額の金銭や所持品を脅し取られる等
- ・精神性の疾患を発症した場合（例）うつ病等の精神疾患等

特に犯罪行為との関連が認められる場合は、警察をはじめとする関係機関や専門家等と連携し、速やかに対応します。

イ明確な理由がなく、連続で1週間欠席したとき、または連続でないものの欠席日数が7日間になったとき

（判断の目安）

○概ね30日程度の欠席（事案によっては30日を待たずに判断する）

欠席の日数が30日になった時点で重大事態であると判断して対応を始めたとしても、調査委員会の設置等には時間がかかることから対応が遅れることが考えられます。このことから、市立学校は目安である30日を待つことなく、事前に教育委員会への報告（第一報）を行います。

ウ児童や保護者からの申立てがあり、重大事態の疑いがあると認めるとき（当日）

（判断の目安）

○いじめの有無や因果関係とは別に、児童や保護者の申立てがあり、上記のア、イのいずれかの要件を満たし、学校が重大事態に該当するかもしれないと捉え、速やかに調査したところ、重大事態の疑いがある場合。

①児童が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の児童から金品を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰できないと判断し、転学（退学）した。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン文部科学省平成29年3月】

（2）判断のポイント

重大事態に該当するとわずかでも考えられる事案、判断に迷う事案については、教育委員会への第一報を速やかに行います。

ア重大事態に該当するかもしれないという疑いがあると認めるとき

イ疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報をもとに学校と教育委員会が協議し、客観的・多面的に判断

（3）報告書の提出

市立学校は、電話等で教育委員会へ重大事態の発生を報告した上で、即日に対応し、調査を行い、改めて文書にて教育委員会教育長宛てに重大事態発生の経緯を報告します。この報告書の作成に当たっては、5W1Hを明確にして事実を簡潔に記載します。

なお、報告書を受理した教育長は、教育委員会に重大事態の発生を報告するとともに、報告書の写しを速や

かに市長へ提出します。

3 重大事態発生時の対応

(1) 被害児童の安全確保、不安解消のための支援

ア学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

○被害児童が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保します。

○学校は、校長のリーダーシップの下、教育委員会の助言を受け、被害児童の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行います。

○学校の指導により、加害児童によるいじめの行為が行われなくなっても、被害児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行います。

イ保護者への説明

○学校は、被害児童の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供します。

○学校は、調査結果とともに、被害児童が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告します。

ウ外部人材や関係機関との連携

○被害児童が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認します。

○財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害児童及びその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努めます。

○精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行います。

(2) 加害児童に対する指導及び支援

ア教職員の毅然とした指導

○複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導します。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止します。

○加害児童が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるように指導します。

イ保護者への説明、協力関係の構築

○加害児童に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにします。

○被害児童と加害児童の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすること等が想定さ

れる場合には、校長は教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図ります。

○いじめに関わる児童の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応します。

ウ教職員、スクールカウンセラーによる支援

○加害児童の行為の背景には、加害児童が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあります。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導します。

エ別室での学習の実施

加害児童に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害児童が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害児童を被害児童が学習する教室以外の教室等で学習させます。

オ警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

○加害児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処します。

○学校で指導を行っているにもかかわらず、加害児童の行為に改善が見られない場合等、被害児童に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求めます。

○その他、加害児童の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行います。

カ懲戒による指導、出席停止による他の児童・生徒の安全確保

○加害児童への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害児童や周囲の児童の学習が妨げられる等、状況に改善が図れないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加えます。

○教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、加害児童の保護者に対して出席停止を命ずるなど、被害児童や周囲の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。

○措置を講ずる場合には、被害児童の学習環境の確保と加害児童の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施します。特に、加害児童の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該児童の実態を考慮して適切に指導・支援を行います。

(3) 周囲の児童に対する指導・支援

○周囲の児童についても、学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童と同様に継続した支援を行います。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられます。

○児童の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応していきます。

(4) 保護者（家庭）、地域、関係機関との連携による問題解決

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の児童を通して、多くの保護者がその事実を知る

こととなります。学校は、被害児童の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼します。

重大事態が、被害児童と加害児童の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の児童や保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進します。

ア保護者・PTA等の協力体制

○加害児童が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害児童が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状について説明します。

○必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協力体制を確立します。

イ「学校サポートチーム」を核とした協力体制

○加害児童が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害児童が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、学校運営協議会や地域住民や警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって問題を解決する体制を確立します。